

## 第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画



### 基本目標 1 みんなが輝いて暮らせる地域づくり

#### 活動方針(1) 安全で安心して暮らせる地域づくり

##### 現状と課題

- 防犯対策、防犯設備の整備が進んでいません。
- 歩道や信号などの整備が十分でないため、交通が危険なところがあります。
- 空き家や耕作放棄地があり、防犯・防災の面で心配です。
- 災害時の避難に支援が必要な人がいます。
- 災害への備えや、災害時の避難の仕方が分からない人がいます。

市民アンケートによると、「地域の治安が以前よりも良くなった」と感じている人は前回調査と変わらず6%に満たず、地区別座談会では車上荒らしや窃盗などの犯罪に不安を感じていて、防犯カメラの設置などを求める声がありました。

交通安全については、地域ぐるみで危険箇所を確認し、歩道などの設備の整備を進めるなどの対策が求められています。

防災については、平成23年の東日本大震災以降、市民の意識は高まっています。また、地区別座談会では災害時の情報伝達を心配する声が多く聞かれました。非常時においてもより多くの人が必要かつ正確な情報を迅速に入手できる方策が求められています。市民アンケートによると、災害時に避難に支援が必要な人（避難行動要支援者）に「協力できる」「条件を整えば協力できる」と回答した人が67%にのびりました。こうした助け合いの意欲を生かすためには、地域の防災組織や支援者の活動内容の充実、避難行動要支援者の情報を的確につかみ非常時に備える取り組みが必要です。

##### ●市の役割●

- 防犯灯設置の推進などに取り組み、犯罪の未然防止を図ります。また警察や関係団体と連携を図り、市民の防犯意識の向上に努めます。（危機管理課）
- カーブミラーなど交通安全施設や通学路などの計画的改修を推進します。また、危険な道路の改良を実施していきます。（危機管理課／建設課）
- 空き家の管理について、所有者などに、適正な管理を助言します。（建設課）
- 農地法に基づく適正な農地管理の推進や、耕作放棄地対策の推進を実施します。（農林課／農業委員会）

## 第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画



### 基本目標 1 みんなが輝いて暮らせる地域づくり

#### 活動方針(1) 安全で安心して暮らせる地域づくり

##### 現状と課題

- 防犯対策、防犯設備の整備が進んでいません。
- 歩道や信号などの整備が十分でないため、交通が危険なところがあります。
- 空き家や耕作放棄地があり、防犯・防災の面で心配です。
- 災害時の避難に支援が必要な人がいます。
- 災害への備えや、災害時の避難の仕方が分からない人がいます。

市民アンケートによると、「地域の治安が以前よりも良くなった」と感じている人は前回調査と変わらず6%に満たず、地区別座談会では車上荒らしや窃盗などの犯罪に不安を感じていて、防犯カメラの設置などを求める声がありました。

交通安全については、地域ぐるみで危険箇所を確認し、歩道などの設備の整備を進めるなどの対策が求められています。

防災については、平成23年の東日本大震災以降、市民の意識は高まっています。また、地区別座談会では災害時の情報伝達を心配する声が多く聞かれました。非常時においてもより多くの人が必要かつ正確な情報を迅速に入手できる方策が求められています。市民アンケートによると、災害時に避難に支援が必要な人（避難行動要支援者）に「協力できる」「条件が整えば協力できる」と回答した人が67%にのびりました。こうした助け合いの意欲を生かすためには、地域の防災組織や支援者の活動内容の充実、避難行動要支援者の情報を的確につかみ非常時に備える取り組みが必要です。

##### ●市の役割●

- 防犯灯設置の推進などに取り組み、犯罪の未然防止を図ります。また警察や関係団体と連携を図り、市民の防犯意識の向上に努めます。（危機管理課）
- カーブミラーなど交通安全施設や通学路などの計画的改修を推進します。また、危険な道路の改良を実施していきます。（危機管理課／建設課）
- 空き家の管理について、所有者などに、適正な管理を助言します。（建設課）
- 農地法に基づく適正な農地管理の推進や、耕作放棄地対策の推進を実施します。（農林課／農業委員会）

- 行政区や消防団などと連携し、地域防災力を高めます。また、防災行政無線を活用し、災害情報を一斉・正確に市民や来訪者へ伝達します。(危機管理課)
- 避難行動要支援者の避難支援対策については、みどり市地域防災計画との整合を図りながら事業を推進します。(危機管理課/社会福祉課)

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
自主防災組織でカバーされる世帯数割合	68.5%	100%
避難支援個別計画策定率	81.4%	100%

## ○関連する計画

- みどり市地域防災計画
- みどり市空き家対策計画

## ●社協の役割●

- 地域が実施する防犯活動や防災活動を支援します。
- 災害に備え、災害ボランティアセンター(※)の機能を強化します。

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
災害ボランティアセンター設置運営訓練	未実施	1回

- 災害時の支援者を育成するとともに災害ボランティアグループの活動を支援します。

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
災害ボランティアの会の会員数	26人	40人

- 災害時のボランティアに学生が参画できるように、桐生大学や大間々高校との連携を検討します。

## ●市民・地域の役割●

- 一人ひとりが地域でコミュニケーションを図り、いざという時に助け合える関係を築いていけるように心掛けましょう。
- 地域の安全を確認し、必要に応じて危険箇所の改善を市に要望しましょう。
- 地域の防犯・防災活動や災害時に備えた支援活動を拡充し、積極的に参加・協力しましょう。

※災害ボランティアセンター…災害ボランティアの活動を円滑に進めるために被災地に設置される拠点。

## 避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援対策について

### みどり市避難行動要支援者計画

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などのうち、避難に支援を要する者（以下本計画において「避難行動要支援者」という。）が被害を受ける可能性が高い。

このため、市、行政区等自治組織、自主防災組織、民生委員児童委員及び福祉団体等が連携し、避難行動要支援者の安全を確保するための対策を行うものとする。

#### 1 避難行動要支援者名簿の作成及び適正な管理

市は、避難行動要支援者について、行政区の範囲毎にその実態を把握し、避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適正な管理に努めるものとする。

#### 2 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難を支援する関係者は、市の関係課のほか、民生委員児童委員、行政区長、自主防災組織代表者等とする。

#### 3 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 満65歳以上の者のみで構成された世帯に属する者
- (2) 介護保険法の要介護認定により要介護3、要介護4 又は要介護5 に該当する者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、1 級又は2 級に該当する者
- (4) 群馬県の療育手帳の交付を受けた者で、障がいの程度がAと判定されたもの
- (5) 群馬県特定疾患医療給付実施要綱別表1 又は群馬県小児慢性特定疾患医療給付実施要綱別表1 に定める疾病の特定疾患医療を受給している難病患者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、これらの者と同等程度と認められる者

#### 4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報は以下のとおりとし、関係部局（介護保険及び障がい者福祉担当等）が把握している情報を集約するものとする。

- (1) 避難行動要支援者の氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所及び方書
- (5) 電話番号
- (6) 要介護度、障害の程度その他の身体の状況
- (7) 避難支援者の氏名

#### 5 名簿の更新

市は、避難行動要支援者の状態は変化しうることから、定期的な名簿情報の更新が必要であるため、名簿の更新は原則として年1回とする。

市は、新たに避難行動要支援者となった者の登録、死亡等による削除を行うとともに、避難支援等関係者への名簿情報の提供について同意の確認を行うものとする。

#### 6 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿情報を受けた者に守秘義務を課すとともに、名簿情報の漏えいの防止のための必要な措

置として、避難行動要支援者名簿情報は、避難支援等関係者が、次の事項を徹底するものとする。

- (1) 他に漏らさないこと。
- (2) 利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 他に提供しないこと。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。
- (4) 使用期間終了後、又は利用目的の達成後は、速やかに返還（焼却、裁断等による廃棄又は消去）すること。
- (5) 責任をもって管理し、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (6) 事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、実施機関の指示に従うこと。
- (7) その他、個人情報の取扱いに関し、適正な措置を講ずること。

#### 7 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、気象警報の発表、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令については、高齢者や障がい者等にもわかりやすい表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるように努めるものとする。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用する。

主な情報伝達手段は次のとおり。

- ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）（公共施設 34 施設）
- イ 防災行政無線
- ウ 登録制メール
- エ 緊急速報メール、エリアメール
- オ 広報車
- カ 区長及び自主防災組織代表者への連絡
- キ ホームページ等

#### 8 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。

避難支援等関係者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援者として実効性のある活動ができるよう、平常時には要支援者本人や関係者等とともに、具体的な支援方法を決めておくものとする。発災時には、自分自身の安全確保を最優先するとともに、可能な範囲での支援を実施し、少人数での活動に限界が生じた場合には、地域内のほかの支援者に応援を求めるものとする。

『みどり市地域防災計画 第2章 災害予防計画 第13節 避難行動要支援者計画より』

## 活動方針(2) 地域で生活に困っている人への対応

### 現状と課題

- 近所づきあいが希薄化しています。
- 孤立している人やひとり暮らしが心配な高齢者、貧困で困っている人がいます。
- 自動車を運転できない人が通院や買い物などへ行く際の交通手段に困っています。
- 自殺や孤独死の防止、再犯防止への対応が必要です。

市民アンケートでは、6割を超える人が「近所づきあいがある」と回答していますが、前回調査時よりその割合は減少しています。地区別座談会において、地域で孤立している人やひとり暮らしの高齢者などへの心配の声が聞かれ、近所や地域の横のつながりをもっと必要だという意見が寄せられました。地域におけるあいさつを基本とした声掛けやサロンなどへの積極的な勧誘と参加などが孤立を防ぎ、課題に対する早期の気づきや情報共有などにつながります。また、市内の小中学校において実施されているあいさつ運動も地域の交流に一定の効果をあげています。

地区別座談会では、公共交通の不便さが課題として挙げられました。特に、自動車を運転できない人が日常生活で病院や買い物などに行く際の交通手段がなく不便であるということや、現在のデマンドバス(※)が利用しづらいという意見が多く聞かれました。

市の生活保護受給世帯は、増加し続けています。貧困の状況にある人が、自立した生活を送れるようになるためには、福祉分野のみならず、関係機関のネットワーク化により、包括的に支援をすることが必要です。

犯罪の発生については、再犯率が高いため、これを防止することで犯罪の発生自体を抑えることができます。再犯防止のためには、国や市、民間団体や関係者の連携により、施策を講じることが求められています。

自殺者については、市では平成26年の17人をピークに毎年約10人の方が自ら命を絶っています。ひとり暮らし高齢者の増加による孤独死の防止のためにも、見守りや医療との連携などの策を講じることが課題です。

また、自殺や犯罪の発生には貧困が原因となることがあるため、貧困への対策はより重要となっています。

### ●市の役割●

- 行政区や保護者等地域と連携しながら、小中学校で引き続きあいさつ運動を展開します。また、市職員が積極的にあいさつや声掛けを行うことにより、市が率先してあいさつ運動を励行します。(学校教育課/社会福祉課)
- 犯罪発生率減少を目指し、再犯防止推進計画の策定に努めます。(社会福祉課)

※デマンドバス…定まった路線を走るのではなく、利用者からの要求に応じて適宜ルートを変えて運行される乗合方式のバスのこと。

- 制度のはざまにいる人や世帯に対し、支援を行う仕組みを研究します。（社会福祉課／介護高齢課／こども課／健康管理課）
- 庁内や関係機関、関係団体や市民とともに自殺対策を推進します。（健康管理課）
- 生活困窮者（※）に対し、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援の実施および自立への支援策を展開します。（社会福祉課）
- 利用しやすい公共交通について研究し、利便性向上に努めます。（企画課）

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
再犯防止推進計画の策定	未策定	策定済
自立支援プランで改善が見られた就労者数	0人	10人

○関連する計画

- みどり市自殺対策行動計画

●社協の役割●

- 立ち直ろうとする人たちを見守る更生保護活動に協力します。
- 生活困窮世帯の自立に向けて適切な資金貸付と相談支援に努めます。

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
各種福祉資金貸付世帯訪問回数	40回	70回

●市民・地域の役割●

- 各家庭で基本的なあいさつを身につけ、地域の人ともあいさつを交わしましょう。
- お互いに誘い合って積極的に地域の行事に参加しましょう。
- 犯罪を償った人の社会復帰に理解を示し、更生と自立に協力しましょう。
- できる範囲で生活に困窮した親族や知人などの生活を支援しましょう。

※生活困窮者…収入や資産が少なく、生活に困っている人。

## 活動方針(3) 地域で高齢者・障がい者・子どもを守り支える仕組みづくり

### 現状と課題

- 高齢になったり、障がいがあっても地域で暮らし続けられるか心配です。
- 子育て支援をより充実させることが求められています。
- 子どもを安心して遊ばせる場所が少ない状況です。
- 日常生活に支援が必要な高齢者や障がい者(児)が安心して生活が送れるよう支援が必要です。

市民アンケートによると、認知症と思われる高齢者や寂しそうな子どもが一人で歩いている姿を見たとき、約80%を超える人が「警察に通報する」「当事者と話をする」などの何らかの行動を起こすと回答しました。また、「困っている場合に地域で助け合う気風があると思う」、「部分的にはあると思う」と答えた人は、合わせて70%を超えています。近所づきあいが希薄化しているものの、依然としてみどり市すべての地域、年代で助け合いの気風があることがうかがえます。このような助け合いの意識を実際の地域の活動へとつなげる施策が必要です。

地区別座談会では、自身が高齢や病気で体が不自由になった場合の不安が多く聞かれました。近年、我が国の平均寿命は延び続けており、高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるような社会の仕組みづくりが重要であるとともに、一人ひとりが健康の保持、増進を心掛けることも大切です。

市民アンケートでは、子どもの病児・病後児保育、子どもの貧困などに対する柔軟な支援を求める声が多く寄せられました。また、地区別座談会では、市内に子どもが遊べる公園などの施設が少ないという意見もありました。

全国的にも、高齢者や障がい者、子どもに対する虐待事件が起きており、地域での早期発見が課題となっています。また、高齢者や障がい者の権利擁護(※)、成年後見制度の利用促進を図る必要があります。

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」では、障がいの有無にかかわらず、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会(共生社会)の実現のため、役所や事業所に「不当な差別的取扱い」の禁止や、「合理的配慮の提供」を求めています。

### ●市の役割●

- 子育てしやすい環境の整備のため、保育の充実や公園の整備など、ハード、ソフト両面での支援を充実していきます。(こども課/建設課/都市計画課)

※権利擁護…認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分な人に代わって、契約行為やサービス利用の支援をすること。



- 高齢者や障がい者（児）が地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの充実（32ページ参照）、成年後見制度の利用促進、社会参加促進のための支援を行います。（介護高齢課／社会福祉課）
- 障がいへの理解を深めるため、啓発・広報活動を積極的に行い、障がいの有無にかかわらず共に支え合う心の育成と地域の支え合いを推進します。（社会福祉課）
- いつまでも健康で自立した生活が送れるよう、各年代に適した健康づくり、介護予防事業に取り組みます。（健康管理課／介護高齢課）

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
子育てしやすいまち（環境）だと思える保護者の割合	83.6%	85.0%
高齢者の生きがいと健康づくり事業参加人数	2,615人	2,800人
成人を対象とした健診受診率	27.0%	38.0%
成年後見制度利用促進基本計画の策定	未策定	策定済

#### ○関連する計画

- 第2期みどり市子ども・子育て支援事業計画
- みどり市障がい者計画 2012（後期計画）
- 第5期みどり市障害福祉計画・第1期みどり市障害児福祉計画
- 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

#### ●社協の役割●

- 地域が主体的に実施する健康づくり活動を支援します。

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
各種軽スポーツ用具の貸出件数	45件	70件

- 障がいのある人の日常生活を支援します。

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
福祉車両貸出件数	105件	140件
各種日常生活用具貸出件数	65件	80件

- 子育て中の世帯同士が交流できる場を周知し、利用促進を図ります。

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
若年ひとり親世帯等の交流活動参加世帯数	110世帯	145世帯

- 地域住民と一緒に地域の支え合い活動について話し合う場に積極的に参加します。
- 交通事故による遺児の就学を経済的に援助します。
- 高齢者や障がい者の権利擁護事業を推進します。

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
日常生活自立支援事業の自主運営	未実施	実施
成年後見制度の認知度	34.4%	45.0%

※みどり市地域福祉に関するアンケート調査（5年に1度実施）回答による。

### ●市民・地域の役割●

- 自主的な高齢者サロンを運営できるように指導者と住民で協力しましょう。
- 積極的に地域の介護予防活動に参加し、健康寿命を延ばしましょう。
- 地域での世代間交流の機会や地域子育て支援センター、子育てサロンなどを活用し、子育て経験者や同じ子育て世代と積極的に交流・情報交換しましょう。
- 判断能力が不十分な人に対する権利擁護事業に理解を深めましょう。
- 高齢者や障がい者（児）なども力を発揮できる環境設定のなかで、地域づくりの担い手として参加しましょう。

### 合理的配慮について

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」で役所や事業所に求められている障がいのある人に対する配慮。障がいのある人から社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を求められた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては対応に努めること）。

『内閣府ホームページを参考に作成』

### 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。法定後見制度と任意後見制度がある。

#### ①法定後見制度

家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型がある。

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市長村長など(注1)		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な人	(注2)	民法13条1項所定の行為(注3)(注4)(注5)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注3)(注5)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為(注2)	同上(注3)(注4)(注5)	同上(注3)(注5)
成年後見人に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど(注6)(注7)	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど(注7)	

- (注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。
- (注2) 成年被後見人が契約等の法律行為（日常生活に関する行為を除きます。）をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。
- (注3) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。
- (注4) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。
- (注5) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
- (注6) 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。
- (注7) 第196回通常国会に提出された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案が成立したときには、これらの資格等の一部について制限が見直されます。

#### ②任意後見制度

本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、「誰に」「どのように支援してもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度。

『法務省及び厚生労働省ホームページより抜粋』

## 基本目標2 地域課題が解決へとつながる仕組みづくり

### 活動方針(1) 気づきを共有する仕組みづくり

#### 現状と課題

- 支援が必要な人が地域にいるか分からないと感じている人がいます。
- 日常生活の中でお互いに気にかけてくれる関係づくりが必要です。
- 支援が必要な人の情報を把握する仕組みが必要になっています。
- 地域の課題をどこに相談したらいいか分からない人がいます。

市民アンケートでは、地域で何か困っている人がいると答えた人が10%を超えています。また、子どもたちや高齢者への虐待や家庭内暴力などを見聞きしたことがある人は約15%いましたが、特に何もなかったという回答の割合が前回調査から増えており、支援が必要な人の情報を地域内でつなぐ機能が弱くなってきていることがうかがえます。

また、地区別座談会では、地域のどこに支援を必要としている人がいるか、またその人の状況が分からないため、地域の支援ができていないなどの意見がありました。

こうしたことから、日常的な見守りから感じ取った普段と違う変化を地域内で連絡し、支援などにつなぐことのできる体制を構築することが求められています。

#### ●市の役割●

- 民生委員・児童委員、保護司、母子保健推進員、地域との連携や、民間との見守り活動の協定を有効に活用し、深刻な事態になる前の早期発見に努めます。  
(社会福祉課/介護高齢課/こども課/健康管理課/学校教育課)

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
地域で助け合いができていると思う人の割合	57.6%	68.0%

#### ●社協の役割●

- 地域福祉活動の関係者同士の情報交換や連携を支援します。

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
各地区福祉部会長会議の開催回数	14回	17回
みどり市福祉部連絡会会議の開催回数	3回	4回

- 地域が進める見守り活動を支援します。

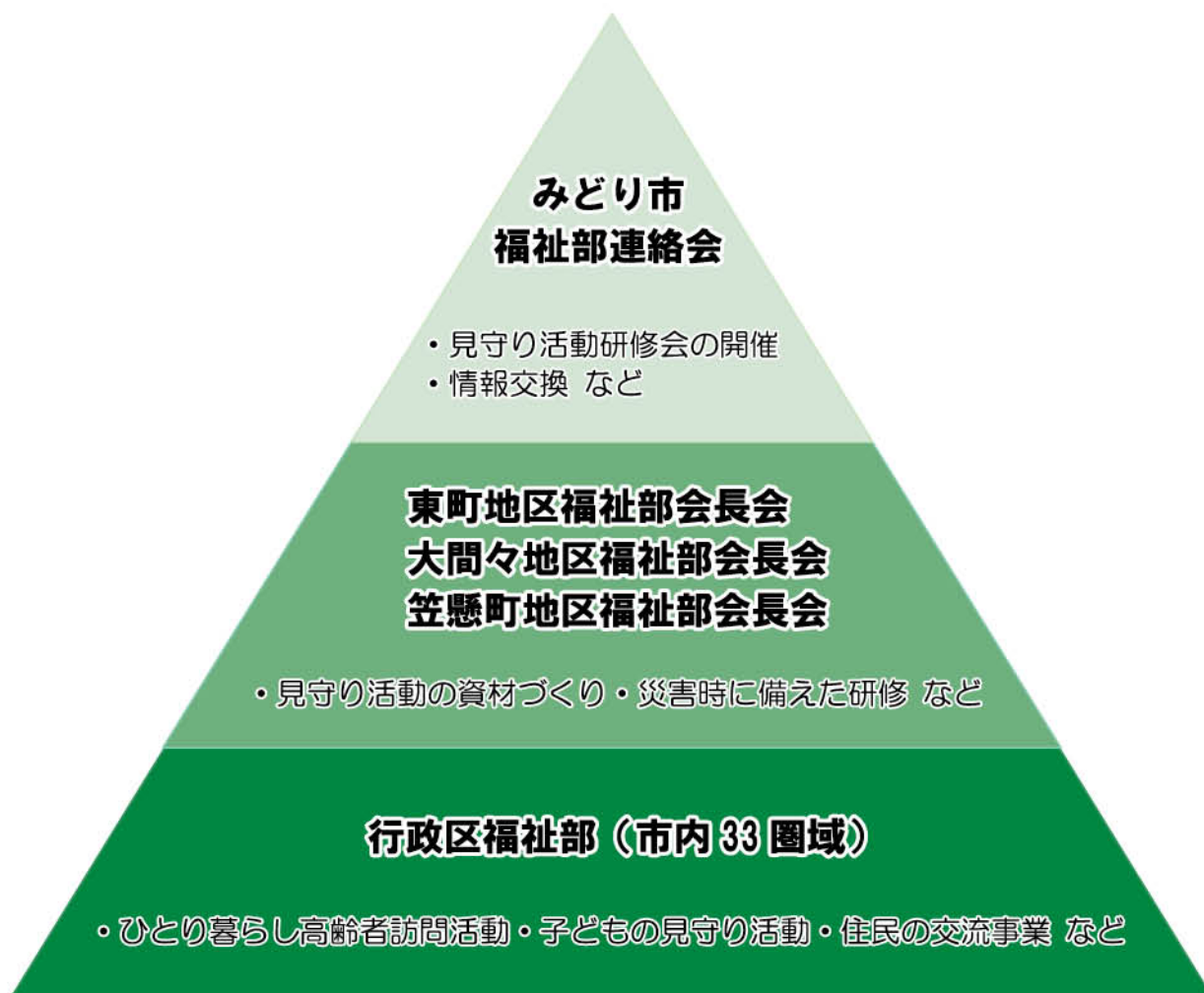
#### ●市民・地域の役割●

- 一人ひとりが地域でコミュニケーションを図り、地域の中の異変や課題を話し合える関係を築いていけるよう心掛けましょう。
- 地域の中でさりげない声掛けや見守りを行い、必要に応じて関係者に橋渡しする意識を持ちましょう。

### 福祉部について

みどり市において、福祉部は、地域住民のつながりを深め、地域での支え合いを進めていくことを目的に行政区単位を基本として組織されており、「福祉部会」「福祉委員会」と呼ばれている地区もあります。各区の福祉部代表者による町域福祉部会長会、町域福祉部会長会の代表者によるみどり市福祉部連絡会が組織され、それぞれの活動について情報交換をしながら地域住民の交流と福祉のまちづくりを進めています。

社協では各町域に地域福祉を進めるためのコーディネーター（調整役）を配置し、福祉部が地域の特性に合った福祉活動ができるよう情報提供などのお手伝いをしています。



## 活動方針(2) 地域住民の課題や相談を包括的に受け止める体制整備

### 現状と課題

- 困ったことがあっても誰にも相談できない人が増えています。
- 地域からの孤立やひきこもりが心配な世帯があります。
- 困っている人が相談する場所が分かりにくい状況です。
- 市や関係機関の横断的な福祉・保健の相談支援体制を確立し、分かりやすく市民に知らせる必要があります。

市民アンケートによると、困ったときに誰かに相談したいと思わないと回答した人の割合は約16%であり、その理由として「自分で解決したいから」「他人を巻き込みたくないから」という回答が多くありました。

年齢を問わず単身世帯などの少人数世帯が増えている現代社会では、地域から孤立し、相談する家族や友人も無く自分の中だけで困りごとを抱え込んでしまう人が増えている傾向がうかがえます。そうした人がひきこもりにならないように地域の連携によって発見し、解決に結びつけることができる仕組みづくりが必要です。

また、「相談しても満足いく回答を得られないと思う」「どこへ相談すればよいかわからない」という声も依然としてあり、市や社協における相談機能の向上や、相談受付窓口の一元化が求められています。

住み慣れた地域で自分らしく自立して暮らし続けることができるように、支援が必要な人を包括的にケアする仕組みを構築する必要があります。

### ●市の役割●

- 行政や社協、社会福祉法人の行う相談窓口の一覧を作成して、市の広報紙、ホームページのほか、さまざまな機会に市民へ周知を図ります。(社会福祉課)
- 行政、社協、社会福祉法人の連携・協力体制を構築します。(社会福祉課/介護高齢課/こども課/健康管理課/学校教育課)
- 生活支援体制整備の推進、認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携(多職種連携)、在宅福祉事業の拡充などにより、地域包括ケアシステムの充実を図ります。(介護高齢課)

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
総合相談支援事業相談件数 (高齢者)	6,526 件	6,700 件

### ●社協の役割●

- 相談窓口の連携強化に努め、市民に広く周知します。
- 福祉部内で情報の共有が円滑に行われるよう、支援します。
- さまざまな事業を通じて、支援が必要な人の情報を集めます。

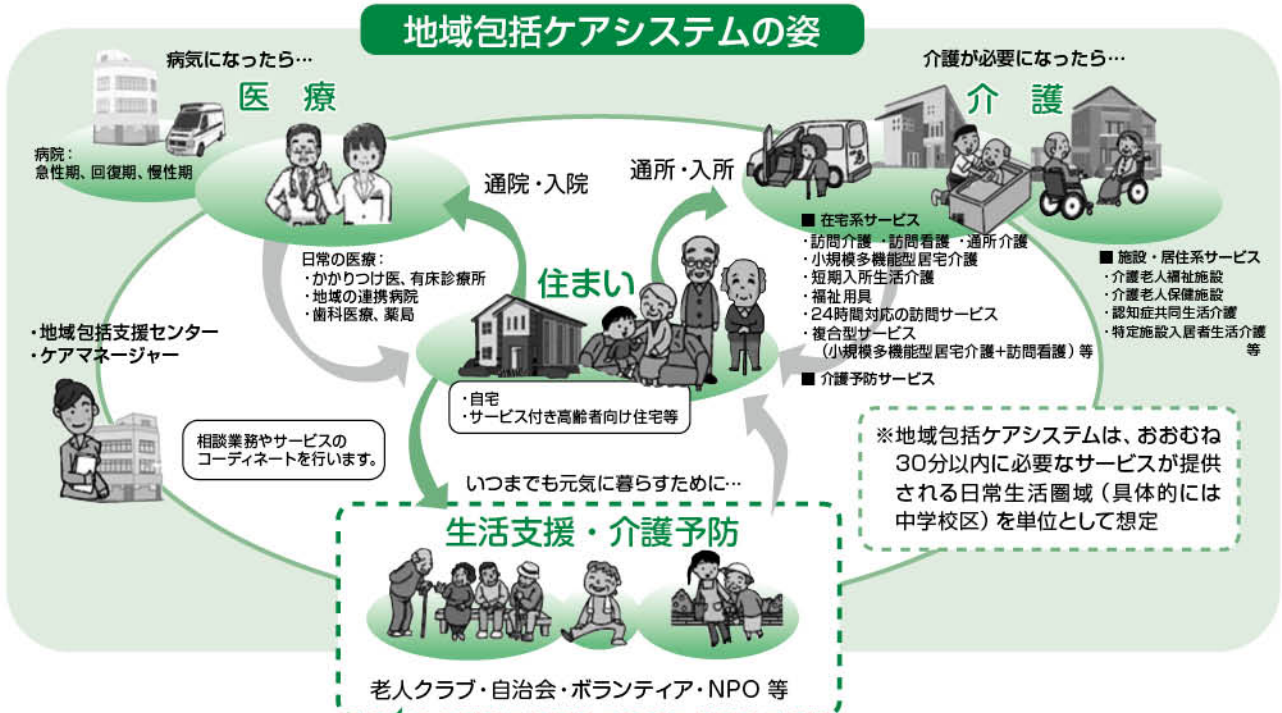
- 包括的、継続的に相談支援を行えるよう、職員の資質向上に努めます。

● 市民・地域の役割 ●

- 隣近所に関心を持ち、悩みや困りごとを抱えている人がいたら、話を聞いてあげましょう。

地域包括ケアシステムについて

高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで送れるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援といったサービスを一体的に提供するシステムのことです。



・地域の多様な主体による多様な支援がある  
 ・社会参加で生きがいを持ち介護予防につながる

生活支援体制整備事業

地域の支え合いの体制づくり

- ・生活支援コーディネーター
- ・協議体
  - 第1層協議体
  - 第2層協議体

生活支援体制整備事業について

在宅生活を継続するための日常的な介護予防・生活支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう地域の支え合いの体制づくりを推進します。生活支援コーディネーターを配置し、地域福祉の推進役である社協や関係機関と情報共有および連携強化を図り、新たな社会資源の発掘に努めます。平成30年度には、地域支え合いの体制づくりとして、市全域を活動対象とする第1層協議体と、市内各町を活動対象とする第2層協議体をそれぞれ設立しました。

## 活動方針(3) 地域の課題を解決するための公私協働の実現

### 現状と課題

- 制度の要件、サービスが合わず、対応できない事例があります。
- 子育てや介護など複合的な問題が絡み合う相談が増えています。
- 市などの相談支援機関が関係機関と連携を図っていく必要があります。
- 社会福祉法人に地域公益事業を行うことが義務づけられています。

高齢者だけの世帯や長期ひきこもりの子がいる世帯、子育てと介護の両方を行っている世帯など、福祉サービスを利用しないまでも、課題を抱えている世帯が増えてきており、地域の課題が個別の分野だけでは解決できないものとなっています。

そのため、公的なサービスの充実や改善だけでなく、地域のボランティアなどの多様な主体が協働で取り組むことにより、課題の解決のみならず、支え合い活力あるまちづくりにつながります。

また、平成28年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の地域公益事業の実施が義務づけられました。社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立されている法人です。公益性の高い非営利法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ公正に行っています。社会福祉法人のネットワーク化による相談窓口の充実など、地域福祉の推進への寄与が期待されます。

### ●市の役割●

- 複雑多様化した地域の生活課題を解決するため、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援センター、社会福祉法人、行政、地域などの関係機関の連携を図ります。(社会福祉課/介護高齢課/こども課/商工課)

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
地域の課題解決のために行政や行政以外の関係機関などと連携が図れている部署の割合	未確認	80.0%

※新たに庁内検証を実施する。

### ●社協の役割●

- 住民の支え合い活動の周知や活動を実施するボランティアを育成します。
- 地域の課題や潜在的な社会資源の発掘・開発に取り組み、包括的に支援する体制づくりに努めます。
- 地域の社会福祉法人が取り組む地域公益事業の情報を把握し、連携に努めます。



成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
(仮称)社会福祉法人連絡会の設置	未設置	設置済

### ●市民・地域の役割●

- 住民の支え合い活動について理解を深め、支え合いに協力しましょう。
- 地域の具体的なニーズを市や社協に伝えましょう。

### 地域公益事業について

社会福祉法人の地域における公益的な取り組みには、

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うにあたって提供される「福祉サービス」であること
- ②「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること
- ③無料又は低額な料金で提供されること

が求められており、各法人が創意工夫をこらした多様な取り組みを推進しています。

『厚生労働省ホームページより抜粋』

例えば、次のような事業を実施している法人があります。

#### ●群馬県ふくし総合相談支援事業

なんでも福祉相談員を設置し、地域でさまざまな課題を抱える方からの相談に対応し、既存の社会福祉制度や専門機関を紹介し、課題の解決につなげていきます。

#### ●障がい者の理解促進に向けた取り組み

地域住民を対象に地域交流会を開催し、障がいや障がい者への理解を促す講演会や研修会を実施しています。

#### ●体験学習

地域の小中学校、高等学校等から訪問・体験学習受入を通じて人材育成やネットワークづくりに取り組んでいます。

『独立行政法人福祉医療機構ホームページより抜粋』

## 活動方針(4) 福祉に関する情報伝達の充実

## 現状と課題

- 福祉の制度が分からず、必要なサービスをうまく利用できない人がいます。
- 情報を入手するまで時間がかかります。

市民アンケートによると、福祉サービスを利用しなかった理由として「サービス内容や利用方法がわからなかった」からと答えた人が60歳未満で多くなっています。また、福祉情報の入手先としては「市のホームページ」「社協の窓口（社協だより）」「民生委員・児童委員、ケアマネジャーからの情報」の割合が前回よりも増えています。また、依然として最も高い数値を示したのは市などの「公的機関の窓口」であり、今後希望する情報入手先としては「市の広報紙」が最も多く、福祉の情報は公的機関から得ることが市民に浸透しているようです。

そのため、これらを使用した福祉に関する情報提供を積極的に行い、内容などに工夫や改善の必要があります。

## ●市の役割●

- 福祉の制度やサービスについて、市の広報紙やホームページで分かりやすく説明します。また、障がいのある人への情報伝達について更なる配慮を行います。（秘書課／社会福祉課／介護高齢課／こども課／健康管理課）
- 民生委員・児童委員やケアマネジャーなど福祉に携わる人への情報提供を積極的に行います。（社会福祉課／介護高齢課／こども課／健康管理課）

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
市の保健・福祉情報が必要な時にすぐに手に入れられた人の割合	55.3%	65.0%

※みどり市地域福祉に関するアンケート調査（5年に1度実施）回答による。

## ●社協の役割●

- 社協だよりの発行時期や発行回数を見直し、多くの情報を提供できるよう努めます。

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
社協だより発行回数	年4回	年6回

- さまざまな機会を通じて、福祉関連情報を提供します。
- 障がいのある人でも入手できる情報発信に努めます。

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
視覚障がい者等録音資料貸出事業利用件数	4件	8件

●市民・地域の役割●

- 公的な情報に関心を持ち、積極的に広報紙などから情報を得ましょう。
- 身近で情報を手にとりづらい人や困っている人に気づいたら、行政機関などにつながりましょう。

## 基本目標3 地域福祉活動の担い手づくり

### 活動方針(1) 地域福祉の意識向上と仲間づくり

#### 現状と課題

- 地域で交流の機会が減ってきています。
- ゴミ捨てのマナーやペットの飼い方などのルールが守れない人がいます。
- 地域活動に参加する人が固定化していて、いつどこで活動があるのか分からない人がいます。
- 地域に住む外国人が増えています。

地区別座談会では、地域における交流の機会が減り、行事の参加者や地域の役員などがいつも同じ人になってしまうといった意見が多く聞かれました。地域の一員としての意識や、互いを思いやる気持ちが薄れ、マナーやルール違反などの問題も生じています。このような問題を解決するためには、幼いころから地域に親しみ、他人を思いやる心を育むことや学校などでの心の教育が重要です。

国際化が進み、地域に住む外国人が増えています。地区別座談会では、外国人が地域のルールを理解し、住んでいる地域との交流が持てるような対応が必要だとの声が聞かれました。

住民の地域福祉活動への関心を高め、地域福祉活動をさらに活発化させていくためには、きっかけづくりとして、気軽に参加できるイベントなどを実施することが有効です。

#### ●市の役割●

- 生涯学習地区事業補助事業により地域活動への参加のきっかけづくりとなるようなイベントの実施に対して支援を行います。(社会教育課)
- 広く市民を対象にした環境教育やペットの飼い方などの教室を開催し、マナー意識の向上に努めます。(生活環境課)
- 市内に居住する外国人に対し、地域との交流を図り、互いの文化を理解して地域の一員として生活をしていくための後押しとなるような国際交流事業を実施します。(企画課)

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
生涯学習地区事業補助事業を使用した行政区の割合	68.8%	78.1%

#### ●社協の役割●

- お互い様の地域福祉活動の啓発を行い、助け合う意識や地域福祉について学ぶ機会を推進します。

- 学校や地域福祉団体と協力し、福祉教育に取り組みます。

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
学童・生徒の福祉教育推進事業申請校の割合	84.0%	100%
各種福祉体験用具貸出件数	11件	20件

- 地域で行われる仲間づくり、地域福祉活動、世代間交流の場を支援します。
- 老人クラブ、障がい者（児）団体、母子寡婦会などが実施する社会性が高まるような団体活動や団体間の交流活動を支援します。

### ● 市民・地域の役割 ●

- 家庭の中で、基本的な社会のルールやマナーを大人が手本となって子どもに示しましょう。
- 一人ひとりが地域の一員であるという自覚を持ち、地域活動に積極的に協力・連携して地域の活性化につなげましょう。
- 市や社協が実施する地域づくりなどの研修会に参加しましょう。

## 活動方針(2) 地域住民が集う拠点整備と既存施設の活用

### 現状と課題

- 気軽に利用し、交流できる場が必要になっています。
- 気軽に仲間づくりをできる場が必要になっています。
- 公共施設だけでなく、企業などの民間施設の活用も求められます。

地区別座談会では気軽に住民が集まれる場がないという声が聞かれました。

子どもから高齢者まで広く地域住民が気軽に立ち寄り、集い、交流を深める場が身近にあれば、ひきこもりの予防や地域づくり・仲間づくりに役立つに違いありません。

また、さまざまな活動の場として、公共施設や地域の空き家などを有効活用できるよう整備するためには、誰もが利用しやすいよう設備のバリアフリー化や障がいのある人への合理的配慮（27ページ参照）が求められます。さらに、初めての人でも参加しやすいようなイベントなどの企画を立てるなど、ハード、ソフトの両面の対策が必要です。

### ●市の役割●

- 地域介護予防教室（地区サロン）や地域子育て支援センター事業を実施し、高齢者や子育て中の人たちの仲間づくりを支援します。（介護高齢課／こども課）
- 認知症の人やその家族、認知症に専門的な知識のある人だけでなく、地域住民など誰もが気軽に集い、情報交換や相談、認知症に関する普及啓発などを行う認知症カフェを自主的に運営する取り組みを支援します。（介護高齢課）
- 地域住民が気軽に集まれる場となるよう、地域の公共施設や空き店舗、空き家などの活用を支援します。（総務課／商工課）

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
まったく近所づきあいをしないという人の割合	7.0%	5.0%

※みどり市地域福祉に関するアンケート調査（5年に1度実施）回答による。

### ●社協の役割●

- 公民館など既存施設で活動している団体の啓発を行います。
- 地域で気軽に集い交流を深める居場所づくりについて住民が学べる機会を作ります。

### ●市民・地域の役割●

- いろいろな人が参加できるように、企画の日時や内容などを工夫しましょう。
- 地区公民館や集会所などを、交流や仲間づくりの場、健康活動の場として活用しましょう。

## 活動方針(3) 地域住民・ボランティア団体・NPO(※1)等の地域福祉活動の活性化

### 現状と課題

- ボランティアへの関心が低くなっています。
- ボランティアセンター(※2)の活動内容が広く市民に周知されていません。
- 市民が気軽にボランティア活動に取り組める環境づくりが必要です。

現在、市内では多くのボランティアグループや個人がさまざまな活動をしています。市民アンケートでは福祉に関するボランティア活動への興味・関心がある人の割合は約40%と前回より減少しました。また、ボランティア活動をしたことがない人に活動をしない理由を聞いたところ、「何を、いつ、どこでやっているのか分からない」という理由が多く寄せられました。

さらに、ボランティアグループへのヒアリング調査では、多くのグループが会員の減少や世代交代、新規会員の確保の難しさを挙げています。

今後は、ボランティアの育成、橋渡し・調整機能、情報提供を充実させ、ボランティアセンターの機能をより強化するとともに、市民一人ひとりのボランティアへの関心を高め、行動につなげることが必要になっています。

### ●市の役割●

- ボランティアやNPOなどの市民団体が、自立し活発な活動を行えるよう支援し、継続的で発展的な市民活動の推進を図ります。(企画課)

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
ボランティア・NPO活動に参加している人の割合	11.8%	25.0%

### ●社協の役割●

- ボランティアセンターの活動を強化します。

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
ボランティア個人登録 (ボランティア活動保険(※3)加入者) 数	20人	40人
ボランティア団体登録 (ボランティア活動保険加入団体) 数	26団体	35団体
コーディネート件数	18件	30件

※1 NPO…Non Profit Organization(民間非営利活動団体)の略。金銭的な営利を目的とせず、社会貢献活動を行っている民間団体のこと。特定非営利活動促進法に基づき法人格を認めたものがNPO法人。

※2 ボランティアセンター…ボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。

※3 ボランティア活動保険…無償で活動するボランティアが活動中のケガや事故などに備えるための保険。このほか、社協や団体等が主催者となって地域福祉活動やボランティア活動を行う各種行事における事故に備える「ボランティア行事用保険」がある。

- 地域のニーズに即したボランティアの各種講座を行い、担い手を育成します。

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
ボランティア講座の受講者数	13人	100人

- さまざまな機会を通じてボランティアグループの活動を啓発し、市民の関心を高め、仲間づくりを支援します。

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
福祉に関するボランティアに関心がある割合	42.4%	60.0%
ボランティアの活動経験がある割合	27.9%	40.0%

※みどり市地域福祉に関するアンケート調査（5年に1度実施）回答による。

- NPO活動の情報を収集します。
- 社協事業で積極的にボランティアを受け入れるなど、ボランティアの活動先の発掘と拡充に努めます。
- ボランティアのやりがいが高まるような仕組みづくりや社会教育分野との連携など、ボランティアが活性化する方策について検討します。

### ● 市民・地域の役割 ●

- 市や社協が発信するボランティア情報に関心を持ち、ボランティア登録しましょう。
- 社協が実施するボランティア講座に参加し、無理なくできる身近なことから活動を始めましょう。
- ボランティアをする側・受ける側が、ともにボランティアを正しく理解し、感謝し合ってボランティア活動に取り組みましょう。



## 活動方針(4) 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

## 現状と課題

- 民生委員・児童委員の活動が市民にあまり知られていない状況です。
- 地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員のなり手が少ない状況です。
- 民生委員・児童委員が行う活動の負担が大きくなっています。

市民アンケートによると、自分が住んでいる地域の民生委員・児童委員を「知らない」と答えた人が、約70%と前回調査時より10%以上増加しました。

地域の福祉を支える民生委員・児童委員の役割は大変重要で、その負担は大きくなっていて、なり手不足が深刻化しています。民生委員・児童委員の活動の負担軽減や活動しやすい環境・体制づくりなどの支援を行い、充実した活動が途切れることのないよう、地域で担い手の育成を行うことも重要です。

## ●市の役割●

- 民生委員・児童委員の活動を積極的に市民に周知し、広く市民に理解と協力を得られるようにします。(社会福祉課)
- 民生委員・児童委員の活動の範囲を明確化し、行政や社協などの各関係機関とも連携を行うことで、過度の負担を防ぎ、活動がしやすいようにします。(社会福祉課)

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
地域の民生委員・児童委員を知っている人の割合	31.9%	40.0%

※みどり市地域福祉に関するアンケート調査(5年に1度実施)回答による。

## ●社協の役割●

- 民生委員・児童委員協議会と連携して地域福祉を推進していきます。

## ●市民・地域の役割●

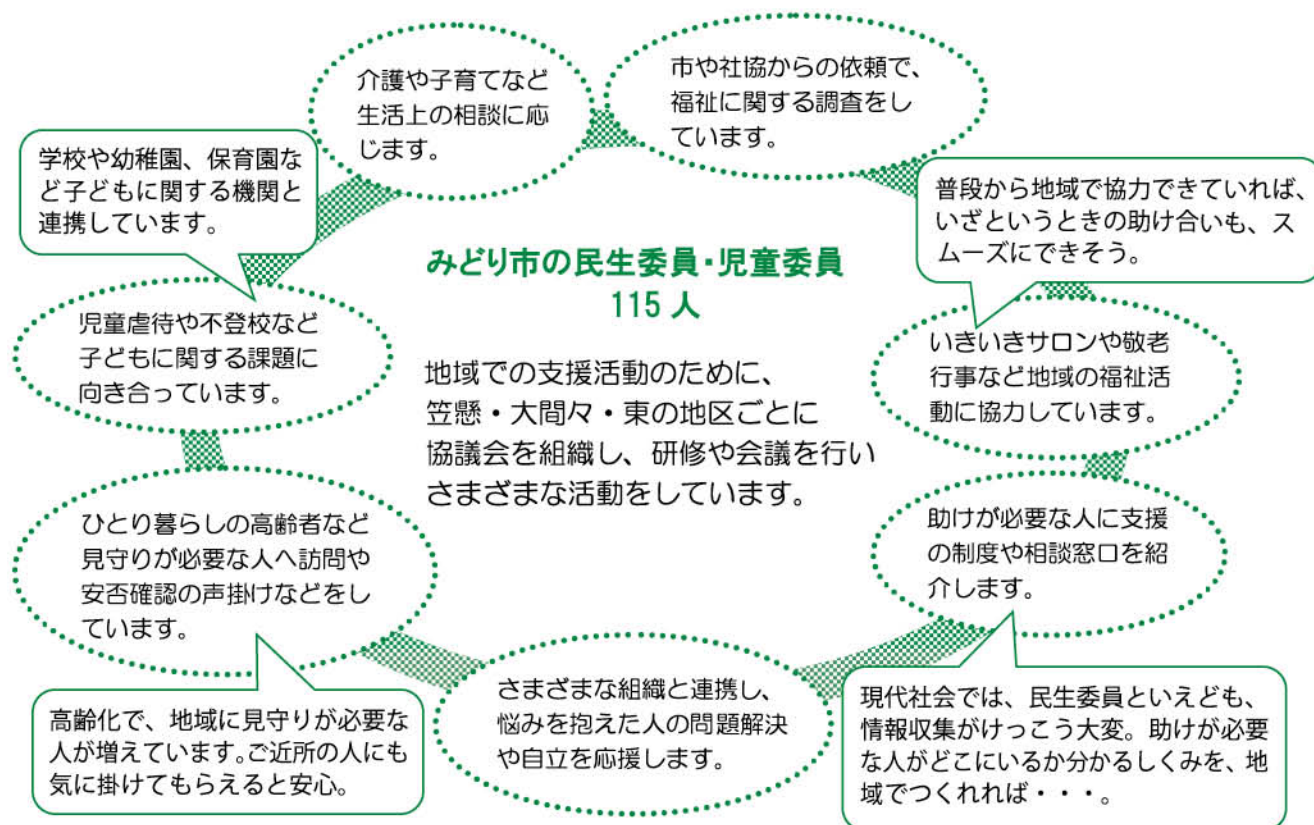
- 地域で地元の民生委員・児童委員とその活動を紹介します。
- 民生委員・児童委員活動への理解を深めましょう。

## 民生委員・児童委員について

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

『厚生労働省ホームページより』



## 基本目標4 福祉の基盤づくり

### 活動方針(1) 地域福祉推進の強化

#### 現状と課題

- 社協の活動を市民に知らせることが必要であり、組織力の強化が求められています。
- 社協が地域の実情や課題に合った事業を展開することが求められています。
- 福祉活動を継続実施するためには、縦割りの事業を見直し、整理することが必要です。

地区別座談会では、社協がどんな事業を実施しているか分からないといった意見が寄せられました。社協は、住民のニーズを把握し、地域福祉を推進していくために中心となるべき組織です。その基盤強化のためには、社協が自らの活動を充実させ、市はその財政的な運営援助や活動支援に努め、市民が社協の必要性への理解を深め、社協が取り組む地域の福祉活動に積極的に参画できるようにすることが重要です。

また、複雑・多様化している地域の課題に対する福祉活動を続けるために縦割りの事業を見直し、市・社協・地域住民・NPO・ボランティア団体など、幅広い関係者が連携・協働することが地域福祉の基盤づくりにつながります。

#### ●市の役割●

- 社協の運営に対する援助を行います。(社会福祉課)
- 社協と市の事業の連携や社協の事業活動の周知を行います。(社会福祉課／介護高齢課／こども課／健康管理課)
- 生活支援体制整備事業(32ページ参照)の協議体などを活用し、幅広い関係者による地域福祉計画の推進を検証します。(社会福祉課／介護高齢課)

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
地域福祉計画の推進検証実施	中間年度	毎年

#### ●社協の役割●

- 自主事業や受託事業(※1)、施設の指定管理(※2)の見直しを図るとともに社協組織体制を強化します。
- 多様な福祉課題に対応できる人材の確保・育成、財源の確保に努めます。
- 積極的に地域に出向き、地域の実情や課題の把握に努めます。

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
地域活動への訪問支援回数	未確認	366回

※1 受託事業…行政が実施する事業を、契約に基づき代わりに業務を行うもの。

※2 指定管理…指定管理者制度。自治体が運営・管理する公共施設を、法人や株式会社などの民間団体が代行して運営・管理する制度。

- 生活支援体制整備事業の協議体などを活用し、幅広い関係者による地域福祉活動計画の推進を検証します。

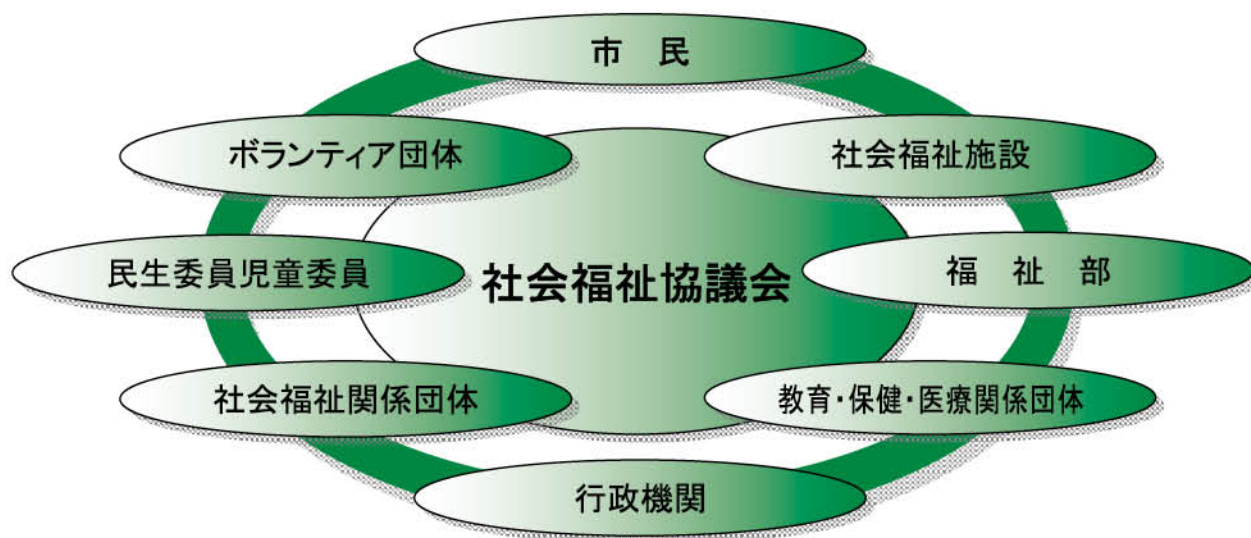
### ●市民・地域の役割●

- 社協活動に関心を持ち、理解を深め、積極的に参加・協力しましょう。
- 社協と連携して地域の主体的な福祉活動を推進しましょう。

#### 社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき地域福祉の推進を図るための重要な団体（社会福祉法人）として位置づけられています。そして目的は、地域が抱えている種々の福祉課題を地域全体の課題として捉え、その活動を通して福祉コミュニティづくりと地域福祉を推進することです。

その運営は行政区を通して市民から会員を募り、地域の福祉関係者やさまざまな住民組織の代表などにより活動を展開し、財源は会員から集めた会費、共同募金の配分金、行政からの補助金や事業委託金などで成り立っています。



## 活動方針(2) 地域づくりや福祉課題解決のための財源の確保

## 現状と課題

- 継続的な地域福祉推進のための財源を確保し、活用していく必要があります。
- 共同募金をはじめとする募金運動への理解がより深まるように、地域が必要としている福祉活動への配分に努める必要があります。

安定的で継続的な地域福祉活動を支え、地域福祉を推進するためには、財源確保が重要です。少子高齢化の影響もあり福祉にかかる市町村の予算は年々増えていますが、財政的に余裕のある自治体はそう多くありません。

国や県では市町村が実施する事業に対して補助金を交付するものが数多くあります。社協の会費も心配ごと相談所の運営やさまざまな福祉活動、福祉情報の提供などに活用されています。また、共同募金(※)は社協をはじめとする民間の事業者や団体などが実施する地域の福祉活動の貴重な財源となっており、これらを有効に活用することで継続的な地域福祉の推進を図ることができます。

こうした補助金等の財源を活用するとともに、市民の共同募金をはじめとする募金運動の理解が深まるように募金の使いみちを精査し、その社会的な役割を啓発していく必要があります。

## ●市の役割●

- 地域福祉計画の進捗状況を適切に評価して課題を明確化し、その課題解決のために福祉分野のみならず、まちづくりなどの地域福祉推進に関する、国・県の補助金や介護保険など財源について情報収集・有効活用に努めます。(社会福祉課/介護高齢課/こども課/健康管理課)
- 市民に募金運動への理解と協力を呼びかけることで、財源確保だけでなく、助け合いの意識の向上を図ります。(社会福祉課)

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
日本赤十字社募金協力世帯の割合	75.5%	80.0%

## ●社協の役割●

- 社協活動への市民の理解を求め、会員加入を促進します。

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
社協会員加入率	73.5%	80.0%

※共同募金…赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金、NHK歳末たすけあい義援金の総称で、地域の方が募金を通じて地域福祉事業に参加いただく住民参加型の地域福祉活動のこと。

- 共同募金会と連携して共同募金運動の市民への理解が深まるよう啓発します。

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
赤い羽根共同募金協力世帯の割合	74.1%	76.0%
地域歳末たすけあい募金協力世帯の割合	71.4%	73.0%

- 社協会費や共同募金の配分金などを有効に活用し、地域福祉の推進を図ります。

### ● 市民・地域の役割 ●

- 募金運動への理解を深め、募金に協力しましょう。
- 廃品回収など地域の財源確保に向けた収益活動に積極的に協力し、収益金を福祉活動にも活用しましょう。
- 地域の福祉活動に対して交付される補助金を積極的に活用しましょう。

## 第5章 地域福祉地区別座談会から



### 笠懸中学校地区（笠懸 4・5・8～10 区）

※7区は隣組数の多い笠懸南中学校地区に含めています。

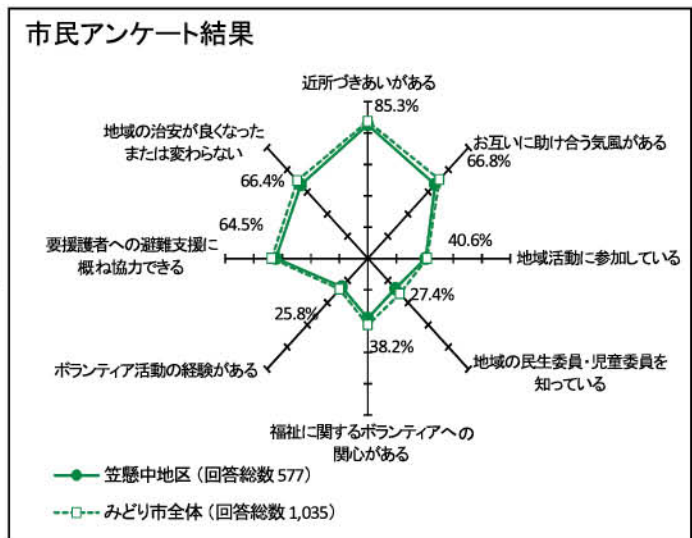
#### ● 地域の様子

市内で2番目に人口の多い地区となっており、近年、全国で児童生徒数の減少に伴う小中学校の統廃合が相次ぐなか、同じ地域にある笠懸小学校は県内一の児童数となっています。

市役所庁舎や社協の本所があり、岩宿博物館や温泉施設かたくりの湯などの公共施設があります。また、国道50号線へのアクセスも良くJR両毛線の岩宿駅があります。

	平成25年度	平成30年度	増減率
人口	13,602人	13,812人	102%
世帯数	4,944世帯	5,401世帯	109%
65歳以上人口	2,846人	3,428人	120%
高齢化率	20.92%	24.82%	119%

※各年度とも7月末現在の状況



#### ● 地域福祉地区別座談会

第1回座談会 平成30年10月12日（金） 午後7時～9時 笠懸公民館 29人参加

第2回座談会 平成31年2月1日（金） 午後7時～9時 笠懸公民館 26人参加

出された地域の課題	解決のアイデア	基本目標活動方針
通学路に不審者が出るようになってきました。	協力して地域内のパトロールを実施しましょう。	1-(1) P19～22
認知症の人や障がい者への対応が分かりません。	講習会を開催して学び、積極的に付き合っていきましょう。	1-(3) P25～28
隣近所に貧困で困っている人がいても発見できません。	普段から近所で声掛けやあいさつをし、近隣の情報を共有しましょう。	2-(1) P29・30
子どもが遊べたり、子どもを預けられる場所があまりありません。	公民館や校庭などの開放を提案しましょう。	3-(2) P39
地域のイベントに集まる人が固定化されています。	役割を増やし、色々な人を巻き込む企画をしていきましょう。	3-(2) P39

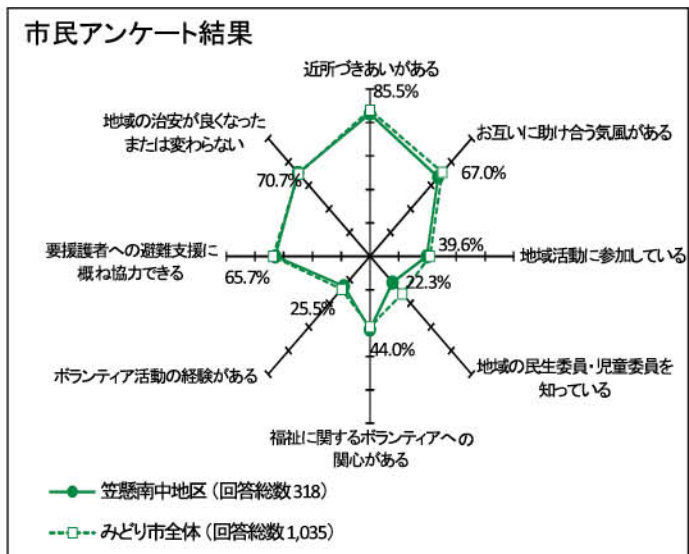
## 笠懸南中学校地区 (笠懸 1~3・6・7 区)

### ● 地域の様子

緩やかな人口増加が見られる市内で最も人口と隣組数の多い地区です。笠懸公民館・笠懸野文化ホール・市民体育館などの社会教育施設、ショッピングセンターなどの大型商業施設がある他、交通の面では国道 50 号線と北関東自動車道へのアクセスが良く、東武鉄道の阿左美駅もあり、住みやすい地区であることがうかがえます。

	平成 25 年度	平成 30 年度	増減率
人口	16,052 人	16,241 人	101%
世帯数	5,690 世帯	6,244 世帯	110%
65歳以上人口	2,764 人	3,711 人	134%
高齢化率	17.22%	22.85%	133%

※各年度とも7月末現在の状況



### ● 地域福祉地区別座談会

第 1 回座談会 平成 30 年 10 月 18 日 (木) 午後 7 時～9 時 笠懸公民館 32 人参加

第 2 回座談会 平成 31 年 2 月 5 日 (火) 午後 7 時～9 時 笠懸公民館 37 人参加

出された地域の課題	解決のアイデア	基本目標 活動方針
交通量が増えて、危険な箇所があります。	危険な箇所を把握して、住民同士で見守りをしていきましょう。	1-(1) P19～22
近所づきあいが希薄化しています。	住民同士で声を掛け、気をつかい、お互いに関心を持ちましょう。	1-(2) P23・24
ひとり暮らし高齢者への支援が難しいです。	高齢者・ひきこもりがちな人の情報を地域で共有していきましょう。	2-(1) P29・30
子どもを安心して遊ばせる場所がありません。	地区公民館を開放して、子どもの居場所づくりをしましょう。	3-(2) P39
ボランティア活動をしている人が少ないです。	住民で声を掛け合い誘い合ってみましょう。	3-(3) P40・41



## 大間々中学校地区 (大間々1~5・9~12・14~17 区)

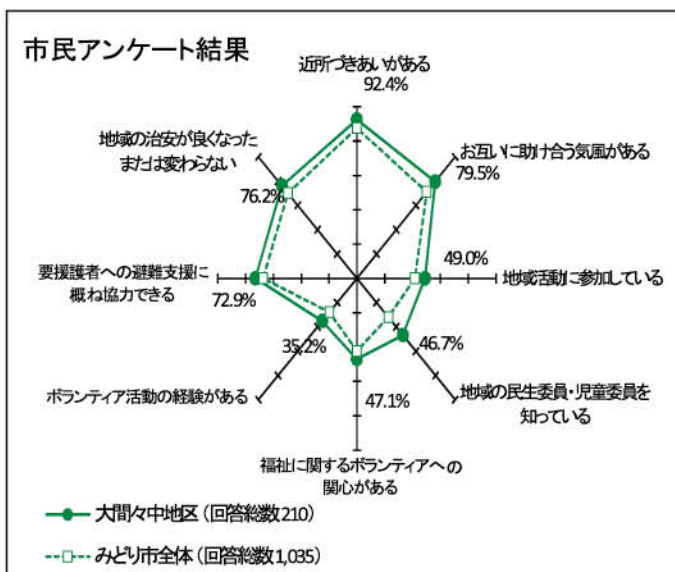
### ● 地域の様子

市役所の庁舎や社協の支所などがある大間々町の中心部と、山に囲まれた山間部とに分かれています。

歴史ある商店街では空き店舗が増え高齢化や過疎化が進んでいますが、伝統ある大間々祇園まつりは活気にあふれ、はねたき広場など新たな観光と地域交流・活性化の場が生まれています。

	平成25年度	平成30年度	増減率
人口	10,139人	9,232人	91%
世帯数	3,928世帯	3,927世帯	100%
65歳以上人口	3,282人	3,478人	106%
高齢化率	32.37%	37.67%	116%

※各年度とも7月末現在の状況



### ● 地域福祉地区別座談会

第1回座談会 平成30年10月16日(火) 午後7時~9時 厚生会館 27人参加

第2回座談会 平成31年2月8日(金) 午後7時~9時 厚生会館 21人参加

出された地域の課題	解決のアイデア	基本目標 活動方針
歩道や通学路が狭く、交通整備がされていません。	通学時に地域住民で見守りをしましょう。	1-(1) P19~22
ひとり暮らしが多く、空き家も多くなってきています。	地域で見守り隊を編成しましょう。	2-(1) P29・30
高齢化により移動手段の対策が必要になっています。	声掛けや移動ボランティアで助け合いましょう。	2-(3) P33・34
子どもや若い世代が少なく、地域行事の運営が大変になっています。	地域行事の時間帯を広げてみましょう。	3-(2) P39
ボランティア参加者が高齢化しています。	ボランティアの有償化を拡大して若い人を増やしましょう。	3-(3) P40・41

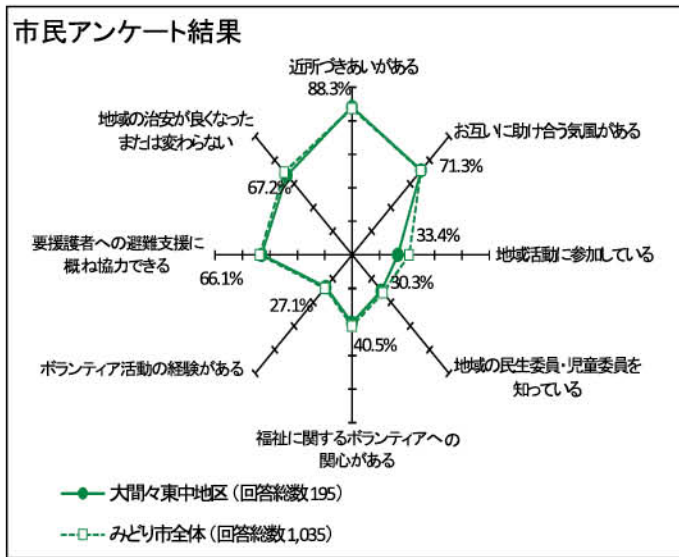
## 大間々東中学校地区（大間々6～8・13区）

### ● 地域の様子

平成25年度と比べて人口は2%減少、世帯数は4%増加しており新興住宅地が目立つ地区です。救急病院を含む医療機関やスーパーマーケットなどの商業施設が多くあります。東武鉄道と上毛電気鉄道が乗り入れる赤城駅があり、県外や県内主要都市へのアクセスが良い地域です。

	平成25年度	平成30年度	増減率
人口	9,940人	9,713人	98%
世帯数	3,969世帯	4,138世帯	104%
65歳以上人口	2,506人	2,682人	107%
高齢化率	25.21%	27.61%	110%

※各年度とも7月末現在の状況



### ● 地域福祉座談会

- 第1回座談会 平成30年10月19日（金） 午後7時～9時 厚生会館 17人参加  
 第2回座談会 平成31年2月12日（火） 午後7時～9時 厚生会館 16人参加

出された地域の課題	解決のアイデア	基本目標 活動方針
空き巣などがあり、防犯対策が必要です。	近隣住民と見回りをお願いできる関係をつくりましょう。	1-(1) P19～22
ひとり暮らし高齢者が増えています。	民生委員任せにせず、地域で見守りをしましょう。	1-(3) P25～28
高齢になって、車を運転できなくなったときの移手段が心配です。	市の広報紙や社協だよりから福祉サービスの情報を得ましょう。	2-(4) P35・36
少子化や高齢化によって、地域の活気がなくなっています。	近隣住民で世代間交流できる行事を企画しましょう。	3-(1) P37・38
商店街の店舗の閉店で、空き家が増えています。	空き家を利用してできることを考えていきましょう。	3-(2) P39

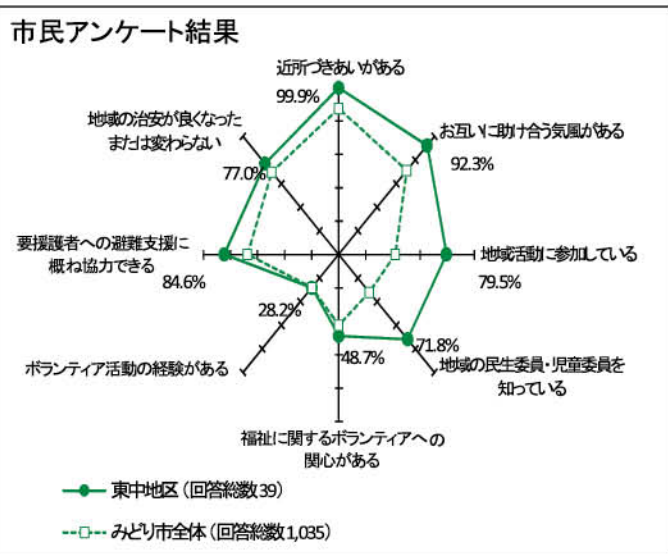
## 東中学校地区 (東1~5区)

### ● 地域の様子

渡良瀬川の両岸に沿っており、国道122号線とわたらせ渓谷鐵道が主要アクセスとなる地域です。過疎化と高齢化が顕著に表れていますが、昔からの地縁組織やお互い様の意識が根強く残っています。市や社協の支所の他、富弘美術館や童謡ふるさと館など観光公共施設も多くあり、自然が豊かな地域です。

	平成25年度	平成30年度	増減率
人口	2,459人	1,968人	80%
世帯数	1,002世帯	921世帯	92%
65歳以上人口	991人	982人	99%
高齢化率	40.30%	49.90%	124%

※各年度とも7月末現在の状況



### ● 地域福祉座談会

第1回座談会 平成30年10月26日(金) 午後7時~9時 東公民館 21人参加

第2回座談会 平成31年2月15日(金) 午後7時~9時 東公民館 23人参加

出された地域の課題	解決のアイデア	基本目標 活動方針
地域の中に人づきあいがあしない人がいます。	積極的に声を掛け、話し掛けてみましょう。	1-(1) P19~22
人が少なく窃盗の危険性があります。	地域の見守りを行い、不審なことがあったらすぐ通報しましょう。	2-(1) P29-30
高齢者が増えているため、特にひとり暮らし高齢者の見守りが必要です。	みんなで見守り、情報を共有していきましょう。	2-(1) P29-30
行事の開催が難しくなってきました。	市内の団体を巻き込んだり開催方法を工夫してみましょう。	3-(2) P39
隣組の件数が減り、隣組活動もできず存続が心配です。	隣組の合併や別の隣組との協力体制を考え、地域に合った活動をしましょう。	4-(1) P44-45